

(注意)

1. 各面共通関係

印のある欄は記入しないでください。

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

3. 第二面関係

申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。

設計者が2以上のときは、別紙に他の設計者について棟別に必要な事項を記入して添えてください。

住居表示が定まっているときは、3欄の「ロ」に記入してください。

4欄の「イ」は、次の表の工作物の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、工作物の用途をできるだけ具体的に書いてください。

工作物の用途の区分	記号
1. 鋳物、岩石その他の粉碎で原動機を使用するもの、レディミクス トコンクリートの製造等で出力の合計が2.5キロワットを超える 原動機を使用するもの及びアスファルト、コールドタル、木タル、 石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造を行うもの	06410
2. 自動車車庫の用途に供するもの	06420
3. サイロその他これに類する工作物のうち飼料、肥料、セメントそ の他これらに類するものを貯蔵するもの	06430
4. 昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これに類するもの	06440
5. 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	06450

4欄の「ロ」は、建築基準法施行令第138条第3項第3号に掲げる工作物について記入してください。

4欄の「ハ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」の場合は、具体的な工事種別を併せて記入してください。

建築基準法施行令第138条第3項第1号に掲げる工作物のうち、同法別表第2(り)項第3号(13の2)の用途に供する工作物については、原動機の出力の合計を4欄の「ヘ」に記入してください。

ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、別紙に記載して添えてください。